資料４－１

平成25年度北海道公立大学法人札幌医科大学の業務実績に関する評価結果の概要

１　業務実績の評価について

業務実績に関する評価は、地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「法人」という。）から提出のあった各事業年度における業務実績について、知事の附属機関である北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行うこととなっている。

２　評価方針と方法

（１）道が定めた中期目標と法人が作成した中期計画に基づき定めた平成25年度計画の実施状況について評価することを基本方針としている。

（２）評価の方法は、「全体評価」と「項目別評価」とし、法人から提出のあった年度計画に係る業務実績及び自己評価について、評価委員会によるヒアリングを実施し、総合的に判断の上、評価した。

３　評価結果

（１）全体評価

平成25年度業務実績報告書の自己点検・評価を踏まえ、業務の実施状況を確認したところ、全128項目のうちＡ評価（達成度９割以上）となった項目は123項目（96.1%）となっており、総合的にはおおむね順調に進んでいるものと認められる。

（２）項目別評価

Ｓ：上回って実施している　Ａ：十分に実施している　Ｂ：十分に実施していない　Ｃ：実施していない

－：年度計画が適当ではないため、評価委員会において評価対象としなかったもの　※（　）はＳ・Ａの全体に占める割合

評価 ＼ 項目						Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
						特筆すべき進捗状況にある	順調に進んでいる（すべてＳ・Ａ）	概ね順調に進んでいる（Ｓ・Ａが概ね9割以上）	やや遅れている（Ｓ・Ａが概ね9割未満）	重大な改善事項がある
分　野	計	Ｓ	Ａ	Ｂ	－					
（１）教　育	38	0	36	1	1			○(94.7%)		
（２）研　究	11	0	11	0	0		○(100%)			
（３）附属病院	16	0	14	0	2			○(87.5%)		
（４）社会貢献	31	0	31	0	0		○(100%)			
（５）運　営	4	0	4	0	0		○(100%)			
（６）組織及び業務	4	0	4	0	0		○(100%)			
（７）財　務	1	0	1	0	0		○(100%)			
（８）外部研究資金等	3	0	3	0	0		○(100%)			
（９）経費の効率的執行	3	0	3	0	0		○(100%)			
(10) 資産の運用管理	1	0	1	0	0		○(100%)			
(11) 評価の充実	2	0	2	0	0		○(100%)			
(12) 情報公開等	3	0	3	0	0		○(100%)			
(13) 施設設備の整備等	3	0	2	1	0				○(66.7%)	
(14) 安全管理その他	8	0	8	0	0		○(100%)			
合　計	128	0	123	2	3	全体：おおむね順調に進んでいる（96.1%）				

（３）主な取組

ア　教育について

教育については、医学部の一般入試において、卒業後２年間の臨床研修を行った後、所定の研修プログラムに従事することを出願時に確約する「北海道医療枠」を平成26年度入試より35名から55名に拡充することを決定し、道内の地域医療に従事する人材の確保に向けて取り組んだ。

イ　研究について

研究については、国や北海道臨床開発機構の支援を受けて、がんワクチン及び脳梗塞再生医療に係る治験に継続して取り組んだほか、脊髄損傷患者に対する再生医療の治験を平成25年11月から新たに開始した。

ウ　附属病院について

附属病院については、平成25年６月から手術支援ロボットの運用を開始したほか、ＭＲＩの増設等の環境整備、11月からの「臨床遺伝外来」の開始など、病院機能の強化に取り組んだ。

エ　社会貢献について

社会貢献については、道や関係機関と連携し、地域からの要請に基づき道内の地域医療機関に医師派遣を行い、地域医療確保に向けた取組を行った。

道内の二次医療圏の中で唯一分娩体制が整備されていなかった南檜山医療圏の分娩再開に応え、道立江差病院において３月から産科周産期科医師の常駐化を図った。

オ　財務について

財務については、道からの運営費交付金が前年度比1.0％縮減となった状況において、診療収入の増加や経費削減に取り組み、平成25年度決算で約２億円の総利益を計上するなど、財務内容の改善に努めた。

（４）改善すべき指摘事項

ア　自己点検・評価について

自己点検・評価に係る業務実績の各項目の記載において、表現に統一性がないほか、実施内容が明確でない事例が散見された。

年度評価は、評価を通じて法人の業務運営状況を分かりやすく道民に示すことをその方針の一つとしており、このことを法人全体が認識した上で、業務実績報告書の作成を行う必要がある。

また、各項目の自己点検・評価に当たっては、法人において業務運営の改善に資する観点から十分に検証を行い、その理由を明確にする必要がある。

イ　年度計画の設定について

法人において、前年度までに実施が決定され、当該年度にその項目を当然に履行することとなる業務を当該年度の取組計画とすることは適当ではないことから、中期目標・中期計画の達成につながるよう、適切な内容とする必要がある。

また、年度計画の設定に当たっては、数値や決定すべき事項など、各項目において目標としている到達度が客観的に分かる記載とする必要がある。

４　その他（評価委員会公立大学部会の審議状況）

・平成26年７月22日（第２回部会）　～　法人に対するヒアリング
・平成26年８月25日（第３回部会）　～　評価結果の審議、決定